

新成長戦略「施策ヒアリング」 大島副大臣説明資料

平成22年4月28日

1. 防災(4 観光立国・地域活性化戦略)

○ 企業における事業継続計画(BCP)の策定の推進

地震等災害が発生し、企業活動が滞ると、その影響は各企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与え、さらには、取引関係を通じて他の地域にも影響を与えることが懸念。

このため、災害時における企業の事業活動の継続を図るための経営戦略を定める「事業継続計画(BCP)」の策定を推進することは、社会や経済の安定のために極めて重要。

数値目標

**概ね10年間の目標: 事業継続計画を策定している企業の割合
⇒大企業でほぼ全て、中堅企業において過半を目指す**

(首都直下地震等の各地震防災戦略における目標)

＜策定状況: 策定中の企業まで考慮すると、目標達成までほぼ半ばの状況＞

- 策定済み
 - 大企業 19%(2008年1月) ⇒ 28%(2009年11月)
 - 中堅企業 12~13%(ほぼ同じ)
- 策定済み+策定中
 - 大企業 35%(2008年1月) ⇒ 58%(2009年11月)
 - 中堅企業 16%(2008年1月) ⇒ 27%(2009年11月)

経済効果 (被害軽減額)

「首都直下地震」が発生した場合、事業の早期再開による経済活動の減少の軽減等による被害軽減額 ⇒ 約15兆円

主な施策の概要

- 「事業継続ガイドライン」の充実
 - 企業が事業継続計画を策定・運用する際の指針となる「事業継続ガイドライン」(2005年8月第一版策定、2009年11月第二版へ改定)の充実による普及啓発
- 企業に役立つ情報提供
 - 企業にとって参考となる事業継続計画策定事例の収集・情報提供、地域の立地企業が連携して行う総合的訓練の実施とその手引きの情報提供等

2. 少子化対策(6 雇用・人材戦略)

○「子ども・子育てビジョン」に基づく成長戦略

「子ども・子育てビジョン」と「新成長戦略」

【基本的考え方】

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

【主な取組】

- 保育サービスの拡充（待機児童の解消）
 - ・〔H21〕215万人 → 〔H26〕241万人
年5万人の増
 - ・多様な保育サービス
- 育児休業制度の普及促進
 - ・第1子出産前後の継続就業率
〔現状〕38% → 〔H29〕55%
 - ・短時間勤務制度の定着
 - ・男性の育児休業（パパ・ママ育休プラス）

- 幼保一体化を含む保育制度改革

- 子ども手当の創設
- 高校の実質無償化

- 企業の取組を促進
 - ・一般事業主行動計画（H23中小企業へ拡大）
 - ・次世代認定マーク（くるみん）

- 地域の子育て力の向上
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室の活用

【期待される効果】

- 子育てしながら働き続けることのできる労働力の増大。
※M字カーブ→台形へ
- 多様な働き方が実現
- 保育所保育士や保育ママ等の雇用の場が拡大。

- 多様な保育サービスメニューと事業者の参入促進

- 貧困と格差の連鎖の防止
- 将来を担う人材の育成

- 企業の生産性の向上
- ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現

- 地域社会の活性化と地域の再生

★ 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会

— 結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は1.75程度と試算 —

子ども・子育て新システム構築と成長戦略

利用者（子ども）中心の抜本的な制度改革

- ◆ すべての必要な子どもに例外のない保育サービスの保障
 - ・ 客観的な基準に基づき保育の必要性の認定・地位の付与
 - ・ 潜在的な需要を顕在化
- ◆ 市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約
 - ・ 利用者がサービスを選択可能な仕組み
- ◆ 利用者に対する必要な費用保障
 - ・ 利用者に対し、一定の利用者負担の下、必要な費用を保障（事業者が代理して受領）
- ◆ 市町村の責務の明確化
 - ・ 例外のない公的保育サービスの保障責務、質の確保された公的保育サービスの提供責務、適切なサービスが確実に受けられるような利用者支援、保育サービス費用の支払い義務、の明確化

多様な利用者ニーズ・潜在需要に対応したサービス量の拡充

- ◆ サービスメニューの多様化
 - ・ 家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービス等多様なサービス類型を創設
 - ・ それぞれの類型ごとに事業者を指定し、指定事業者がサービスを提供
- ◆ イコールフットィングによる多様な事業者の参入の促進
 - ・ 客観的基準による指定制の導入
 - ・ 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準について一定のルール化
 - ・ NPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援
- ◆ 放課後児童クラブの量的拡充と利用時間の延長
- ◆ サービスの質の向上

■雇用の拡大

☆子育てサービス従事者増
☆女性の労働力増

■多様な子育てサービスの拡充

■所得の増

■将来の経済社会の担い手の増

3. 男女共同参画(6 雇用・人材戦略)

○女性が能力を発揮して経済社会に参画する機会の確保

- ・労働力人口の減少 = 女性の潜在的労働力の活用が必要
 - ※ 女性の潜在的労働力人口は、約345万人(平成21年)【別添(参考資料)参照】
- ・女性の活躍による、社会への多様な視点の導入、新たな発想の取り入れが必要

【具体的施策】

○女性の活躍促進のための実効性あるポジティブ・アクションの推進

- ・公共調達において、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進。また、法令遵守のみならず、賃金も含めた適正な労働条件の確保、男女共同参画への積極的な取組等を公共調達の受託企業の条件とすることについて、法整備を検討。
- ・税制において、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する優遇措置を検討。

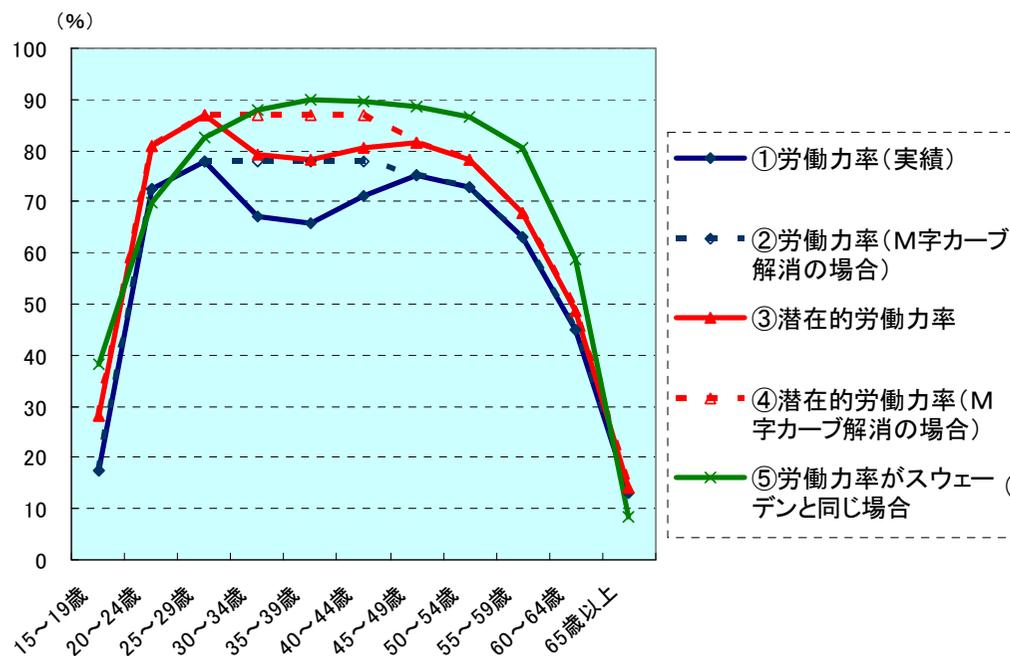
→ 企業における、女性の能力活用も含めた男女共同参画に係る取組が促進されることにより、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れにつながる

○同一価値労働同一賃金の実現に向けた均等・均衡待遇の推進

- ・同一価値労働同一賃金の実現に向けて、法整備も含めて具体的な取組を推進。

→ 女性の就業者に占める非正規雇用者の割合が半数を超える中、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇、労働条件の確保は、女性の継続就業への意欲向上につながる
→ M字カーブの解消につながる

(参考) 女性の潜在的労働力の活用による効果



	労働力人口の試算(万人)	実績と比べた増加分(万人)	実績に対する増加率(%、注)
①労働力人口(2009年実績)	2,770	—	—
②労働力人口(M字カーブ解消の場合)	2,901	131	4.7
③潜在的労働力人口	3,115	345	12.5
④潜在的労働力人口(M字カーブ解消の場合)	3,215	445	16.1
⑤労働力率がスウェーデンと同じ場合	3,298	528	19.1

(備考) 1. 総務省統計局「労働力調査」詳細集計(2009年)、ILO “Laboursta” により作成。
2. 「M字カーブ解消の場合」は、30～34歳、35～39歳、40～44歳の労働力率に25～29歳と同じ数値を仮定したもの。
3. 潜在的労働力率＝実際の労働力率＋非労働力人口中の就業希望者率。
4. 労働力人口男女計：6,608万人、男性3,838万人(2009年)。
(注) 女性労働力人口2,770万人(2009年)を分母とした計算。

※ 平成22年版 男女共同参画白書に掲載予定。現在調整中。

90年代以降非正規雇用が増加し、女性雇用者に占める非正規労働者の割合は半数を超えている。また男女間の賃金格差(男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合の、女性一般労働者の給与水準)は70程度となっている。

さらに、就職を希望しながらも非労働力となっている者は、現状では男性126万人に対して女性が345万人、年齢階層では30代、40代が特に多くなっている。簡単な推計によれば、現在の女性労働力人口(2,770万人)に対し、M字カーブ解消により131万人の増加、潜在的労働力率を前提にM字カーブが解消した場合には445万人の増加、労働力率がスウェーデン並みになった場合には528万人の増加となる。